

販売委託規約

この販売委託規約(以下、「本規約」といいます)は株式会社つき朋(以下、「当社」といいます)の運営する、菜食美 つき朋内カルチャーボックス(以下、「カルチャーボックス」といいます)の販売委託内容に関する条件を定めるものです。

カルチャーボックスを使用する方(以下、「使用者」といいます)が使用者の作品(以下、「商品」といいます)を販売委託する内容として適用されます。本規約の内容を確認の上同意し、本規約の条件を遵守するものとします。

第1条 レンタルボックス使用者は、当社に対して、使用者の商品の販売を委託します。

第2条 商品は使用者自身が製作、作成したものに限り、他者の作成した商品を販売委託することはできません。

第3条 当社は、自己の名において販売を行ない、販売代金の回収を行ないます。

第4条 販売価格は、使用者の指定するところによるものとし、販売手数料は、カルチャーボックス使用料金に含まれるものとします。

第5条 当社は、毎月月末までの販売額を、翌月20日までに使用者の指定の銀行口座に手数料を引いて振込送金するか、直接支払うかします。

2 当社は、毎月月末までの販売分の計算書を、翌月15日までに使用者に送付、または直接お渡しします。

第6条 当社は、使用者から納品された商品を、善良な管理者の注意をもって管理し、使用者から返納の申入れがあったときは、速やかに返還します。

第7条 当社が次の各号に該当したときは、使用者は、何ら催告することなく本規約に基づく内容を解除することができます。

1 代金の送金を遅延するなど受託事務の処理を懈怠したとき

2 他の債務につき、保全処分、強制執行、競売または破産の申立てがあったとき

3 公租公課の滞納処分を受けたとき

4 その他本規約に違反したとき

第8条 本規約の期間は1か月とし、期間満了の1週間前までに当事者の一方から相手方に対して更新拒絶の申入れがなされないかぎり、自動的に更新されるものとします。

第9条 使用者及び当社は、誠実にこの規約各条項を履行するものとし、この規約に定めのない事項の生じたとき、及びこの規約各事項の解釈について疑義を生じたときは、使用者、当社相互に誠意をもって協議解決するものとします。

第10条 前条の協議にもかかわらず生じた本規約に関する紛争については、当社の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。